

新座市道路施設ネーミングライツパートナー募集要項

新座市では、新たな財源を確保することにより、道路施設の維持管理費に充てることによって市民の利便性の向上を図り、また、事業者等の広告の機会を拡大するとともに、地域貢献の場を提供することを目的とした道路施設のネーミングライツパートナーを募集します。

1 対象施設の概要

愛称の付いていない市道及び全長 15 m 以上の道路施設（水路橋を除く）

2 募集条件

(1) 提案書の提出

道路施設の愛称、ネーミングライツの対価等をネーミングライツパートナー提案書（様式第 1 号）により提案すること。

(2) 愛称の使用期間

契約から原則 5 か年

ただし、市との協議により 5 年以上の契約も可能とします。

※令和 8 年度の募集に限り、使用期間を 2 年間とします。その後更新する場合は、原則 5 年以上とします。

(3) 愛称の条件

愛称には、次の条件を満たした上で、企業名、商品名等を冠することができます。なお、募集するのは愛称であることから、道路施設の路線名等を変更するものではありません（道路の路線名を併記する場合があります。）。

ア 道路施設のイメージを損なうことなく、市民や利用者が親しみやすいこと。

イ 一般に理解しやすいもので日本語又は英語（アルファベット）を使用していること。

ウ 契約期間中、原則として愛称を変更しないこと。

エ 次の事項に該当しないこと。

(ア) 政治性のあるもの

(イ) 宗教性のあるもの

(ウ) 風俗営業又はこれに類似するもの

(エ) 選挙関係のもの

(オ) 社会問題についての主義主張

- (カ) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (キ) 各種法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - (ク) 行政機関から行政指導又は処分を受けているが、改善がされていないもの
 - (ケ) その他愛称として不適当と市が認めるもの
- (4) ネーミングライツの対価
- 都市計画道路 年額 20 万円以上
- その他市道 年額 5 万円以上
- 橋 年額 10 万円以上
- 愛称の付いていない市道及び道路施設について、最終的には市と協議して決定することとします。
- ただし、金銭以外の役務、現物の提供等を含まないこととします。
- 対価の支払は、その年度に属する金額を、本市が発行する納入通知書により、毎年5月31日までに支払うものとします。
- (5) 費用負担（(4)を除く。）

ネーミングライツパートナーは、契約に係る経費及び愛称使用に伴う看板取付けに係る費用を負担することとなります（引き続きネーミングライツパートナーとなった場合を除く。）。なお、愛称の使用に伴う改修箇所、方法等については、市と協議して決定するものとします。

費用負担区分	市	事業者
ネーミングライツ料（年度分一括払い）		○
施設看板、道路標識等の設置（※1）		○
原状回復及び修繕（※2）	○ （契約時に 選択）	○ （契約時に 選択）
パンフレット、市印刷物や市のHP表示変更（※3）	○	

※1 新規看板等の設置については、設置の可否も含め、市や関係機関と協議の上、決定します。原則、愛称看板は道路又は橋の欄干に進行方向に対して平行に設置するものとします。但し、大和田坂ノ下橋については現在の看板と同じ場所、形状で設置するものとします。

なお、愛称看板設置については、関係法令等を遵守していただきます。

※2 本契約により事業者が設置した道路及び橋の愛称看板については、所有権及び占有権の帰属を市にするか事業者にするか選択を可能とします。所有権及び占有権を有した方が看板の修繕及び原状回復についても責任を負うこととします。

※3 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、決定します。

3 ネーミングライツパートナーの利点

- (1) 市は、愛称をホームページや広報などで積極的に使用し、周知します。
- (2) 市のネーミングライツパートナーであることをホームページ等でPRできます。

4 提案ができる者の資格及び要件

- (1) 提案者が法人であること。
- (2) 提案者が次に定める事業を行っていないこと。
 - ア 政治性のある事業
 - イ 宗教性のある事業
 - ウ 風俗営業又はこれに類似する事業
 - エ 選挙に関する事業
 - オ 社会問題を起こしている事業
 - カ 公の秩序又は善良の風俗に反する事業
 - キ 各種法令に違反し、又は違反するおそれのある事業
 - ク 行政機関から行政指導又は処分を受けているが、改善がされていない事業
 - ケ その他ネーミングライツパートナーとして不適当と市が認める事業
- (3) 提案者が次の要件を満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
 - イ 法人税、消費税及び地方消費税並びに構成員の所在地における法人道府県民税（法人都民税）及び法人市区町村民税その他各種税を滞納していないこと。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 次に掲げる項目のいずれかに該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

(ウ) その代表者等（役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

オ 新座市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ ネーミングライツの取消しを受けたことがないこと。

5 手続き

(1) 提出書類

ア ネーミングライツパートナー提案書（様式第１号）

イ 誓約書（４の資格要件を満たすことの書面）（様式第２号）

ウ 定款、寄附行為その他団体の設立趣旨、組織運営に関する事項の分かる書類

エ 法人の登記事項証明書

オ 法人の印鑑証明書

カ 最新年度の予算書及び事業計画書

キ 直近２年分の決算書及び事業報告書

ク 直近１年分の法人税、消費税及び地方消費税並びに各構成員の所在地における法人道府県民税（法人都民税）及び法人市区町村民税その他各構成員に課税された各種税を滞納していないことの証明書（納税証明書等）

ケ ネーミングライツに関する実績がある場合は、その内容

コ その他必要に応じ市が定める書類

(2) 質問事項の受付

質問がある場合は、募集があった年の募集締切月の前月末までに質問書（任意様式）により、道路管理課に提出してください（以後の質問は、一切受付できませんので御注意ください。）。なお、質問をファックスや郵送で提出する場合、未到着等を防ぐため、事前又は事後に電話で連絡をしてください。

質問に対する回答は、募集締切月第三金曜日までにファックス又は同日付

けの郵送で回答します。

(3) 提出期日

募集があった年の募集締切月末日（開庁日のみ）の午後5時まで

(4) 提出先

新座市役所本庁舎3階 新座市インフラ整備部道路管理課

(5) 提出方法

ア 持参

提出期日までに書類を提出してください。（開庁日のみ）

イ 郵送

提出書類を一般書留又は簡易書留で郵送してください。（提出期日までに必着のこと。）。

6 審査

市職員で組織する選定審査会において、提案内容を総合的に審査し、最も適切な者（優先交渉権者）及び次点交渉権者を選定します。

募集は、現ネーミングライツ契約の更新時期（5年毎）に広報誌等により行うものとし、審査は募集があった年の募集締切月の翌月に、受け付けた提案を一括で行います。ただし、提案数が少ない（募集締切までに2件以下）場合は選定審査会ではなく、道路管理課と直接協議を行います。

なお、審査基準は、次のとおりです。

- (1) 応募者の適正（応募資格、応募者の安定性など）
- (2) 愛称（親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすさなど）
- (3) ネーミングライツの対価となる金銭（役務、現物の提供等を含まない。）
- (4) その他道路施設の性格から評価すべき事項

【審査項目・配点】

No.	審査項目	配点
1	応募者の適正（応募資格、応募者の安定性など）	15
2	愛称（親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすさなど）	20
3	ネーミングライツの対価となる金銭（役務、現物の提供等を含まない。）	50
4	その他（ネーミングライツへの応募理由、ネーミングライツの実績、提案による施設の魅力の向上など）	15
	合 計	100

※ 審査のため、必要に応じヒアリングを実施する場合があります。

※ 審査の結果、合計点が市の基準点（60点）に満たない場合は、優

先交渉権者として選定しません。

7 審査結果の通知

審査結果については、文書でお知らせします。

8 優先交渉権者の決定の取消し

次の各号のいずれかに該当する場合は、優先交渉権者としての決定を取り消すことがあります。

- (1) 優先交渉権者決定後、定められた日までに契約を締結しなかったとき。
- (2) 提案内容に虚偽の報告があったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、優先交渉権者として不適当と市が判断したとき。

9 契約の締結及びネーミングライツパートナーの公表

優先交渉権者に選定された者と協議を行い、協議が整ったときは、契約を締結します（契約締結に係る費用は、優先交渉権者の負担とします。）。優先交渉権者との協議が整わない場合又は優先交渉権者の決定が取り消された場合は、選定に係る次点交渉権者と順次協議を行います。

契約の締結によりネーミングライツパートナーが決定したときは、道路施設等の愛称、ネーミングライツパートナーの名称、ネーミングライツパートナーの期間等を市ホームページ及び広報にいぎに掲載します。なお、契約したネーミングライツパートナーは、次回契約に関し優先的に交渉することができます。

10 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為により、施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとします。

11 提案に当たっての注意事項

- (1) 提出された書類の変更は認められません。ただし、追加書類の提出を求める場合があります。
- (2) 辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 提出された書類は、返却しません。

- (5) 提出された書類を基に他の機関に照会することがあります。
- (6) 提案に要する経費は、全て提案者の負担になります。
- (7) 提出された書類は、新座市情報公開条例（平成13年新座市条例第4号）の規定による開示の対象になります。

問合せ先

〒352-8623

新座市野火止一丁目1番1号

新座市役所本庁舎3階

新座市インフラ整備部道路管理課

TEL 048-477-4596（直通）

FAX 048-481-6748